

軽井沢町議会オンライン委員会における表決に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、軽井沢町議会委員会条例（昭和62年輕井沢町条例第10号。以下「条例」という。）第18条第4項の規定に基づき、オンラインを活用した委員会における表決の方法その他必要な事項を定めるものとする。

(表決の方法)

第2条 委員長は、オンラインを活用した委員会において条例第15条の規定による表決をとろうとするときは、オンラインにより委員会に出席している委員（次条及び第4条において「オンライン委員」という。）に対し個別にその可否を確認し、委員会の開催場所にいる委員の可否の数と合算して、多少を認定するものとする。

(簡易表決)

第3条 委員長は、オンラインを活用した委員会において、問題についての異議の有無を、挙手によって諮ることができるものとする。この場合において、委員長は、必要があると認めるときは、オンライン委員の異議の有無については、オンライン会議システムの挙手機能を使用して諮ることができるものとする。

(通話が困難となった場合)

第4条 前2条の場合において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することが困難となったオンライン委員は、退席したものとみなす。

附 則

この内規は、令和4年3月29日から施行する。

。